

福運整第27号の2
福運輸第22号の2
平成31年4月1日

福島県内貨物自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の
一部改正について

標記について、平成31年3月29日付け東自保第103号、東自貨第691号、
東自監第509号、東自整第258号により、東北運輸局自動車技術安全部長並び
に自動車交通部長から別添のとおり通達がありましたので、貴社におかれましても
取扱に遺漏なきようお願い致します。

東自保第103号
東自貨第691号
東自監第509号
東自整第258号
平成31年3月29日

福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

自動車交通部長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、平成31年3月28日付け国自安第233号、国自貨第153号、国自整第315号により、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別添のとおり通達があったので、貴支局管内の関係事業者に対し周知するとともに、遺漏なきよう取り計らわれたい。



別添

国自安第233号
国自貨第153号
国自整第315号
平成31年3月28日

東北運輸局自動車交通部長 殿
東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局 安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年自動車交通局安全政策課長、貨物課長通達（国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号））の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、その旨了知するとともに、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件について公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長へ通知したので了知されたい。



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部改正について（新旧対照表）**別紙**

新	旧
<p>制 定 平成15年3月10日 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号 国自安第233号 最終改正 平成31年3月28日 国自貨第153号 国自整第315号</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 (関東・近畿)運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖繩総合事務局運輸部長</p> <p>自動車交通部長 自動車交通局貨物課長</p>	<p>制 定 平成15年3月10日 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号 国自安第11号 国自貨第8号 国自整第25号</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 (関東・近畿)運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖繩総合事務局運輸部長</p> <p>自動車交通部安全政策課長 自動車交通局貨物課長</p>
<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第2条の2 輸送の安全～第14条 点検等のための施設 (略)</p> <p>第15条 整備管理者の研修</p> <p>1. 本条は、事業者が選任した整備管理者であつて本条で定める者に、地方運輸局長（沖繩総合事務局局長を含む。以下同じ。）が行う研修を必ず受講させるべきことを定めたものであり、事業者において受講状況を適切に管理し、研修を受講させるよう指導すること。</p> <p>2. 「整備管理者として新たに選任した者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。</p> <p>3. 整備管理者として新たに選任した者について、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。</p> <p>4. 「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」については、最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに受講させるよう指導すること。ただし、当該事業者において過去に整備管理者として選任されていた者が、その後当該事業者において整備管理者として再選任された場合であつて、当該選任した日において、当該年度に予定されていた研修が全て終了している場合等のやむを得ない理由があるときは、当該選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。</p> <p>第17条 運転者～第31条 受験資格 (略)</p> <p>附 則(平成31年3月28日付け国自安第233号、国自貨第153号、国自整第315号) この通達は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第2条の2 輸送の安全～第14条 点検等のための施設 (略)</p> <p>第15条 整備管理者の研修</p> <p>本条は、地方運輸局長（沖繩総合事務局局長を含む。）から整備管理者に研修を受講させるように通知があつた場合、必ず受講させるべきことを定めたものであり、地方運輸局において最近の受講状況を確認し受講させること。</p> <p>第17条 運転者～第31条 受験資格 (略)</p>